

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和 6 年 5 月 1 5 日（水） 午後 0 2 時 0 1 分～午後 0 2 時 4 0 分
場 所	第 2 ・ 第 3 委 員 会 室
出席委員	◎阿比留義顯 ○田中 晋 議 長 円谷 憲人 副議長 松本 寛道 岡田 智佳 後藤浩一郎 小松 幸子 林 紗絵子 福元 愛 山田 一一 渡部 和子
委 員 外 出 席 者	（傍聴） 伊藤 誠 内田 博紀 小川 学 桜田慎太郎 若狭 朋広 渡辺 裕二
欠席委員	
説明のため出席した者	副市長（染谷 康則）

午後 2 時 1 分開会

○委員長 ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 協議に先立ちまして、議長より挨拶がございます。

○議長 お疲れのところお集まりいただきましてありがとうございます。連日の視察、改めてお疲れさまでございました。先般の議会だよりの研修に続きまして、広報の在り方を協議進める上で、狛江市、また取手市での視察は有意義なものになったかと思います。後ほど視察を終えてどのように感じられたか、また現在の柏市議会だよりと比較して考えられたことなど、皆様の忌憚のない御意見をお聞かせいただきたく思います。この視察と研修を経て、現状の課題等について共通認識を共有できればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

そのほか、9月議会の決算議案の審査方法について、議会改革の一環として皆様に御協力いただいているところでございます。今年度の決算議案の審査方法について案をお示しする用意が整いましたので、御確認いただきたく思います。また、会期日程の在り方について、議会運営委員会で御協議いただきたい旨お願いしているところでございますが、前回執行部から現状を報告いただき、それを基に何を検討する必要があるのか、いま一度皆様と共有、整理ができればと考えております。いずれも柏市議会としての新たな取組となっており、皆様からの御協力なくしてはなし得ないものと考えておりますゆえ、引き続きお力をお貸しいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、まず決算議案の審査方法についてを議題といたします。

議長から発言を求められております。お願いします。

○議長 決算審査については、昨年度試行ということで、特別委員会を設置せずに各常任委員会に分割付託の上、審査を行いました。その後、運用について各会派から意見を伺いまして、昨年11月17日の議会運営委員会において全会一致となりまして、令和6年度以降も決算議案については常任委員会に分割付託をすることについて決定をいただいたところでございます。詳細については、今後の協議事項として保留となっておりますが、本日案をお示しできることとなりましたので、この後本委員会において御協議をいただきたいと思います。現時点での案の詳細について、事務局より説明いたさせます。

○委員長 それでは、事務局より案の説明をお願いします。資料は1ページのほうです。

○議事課長 資料1でございます。まず、(1)、今年度の会期日程案について、この日程案に至った理由などはこの後御説明をいたしますが、基本的には昨年度と同様、招集後質疑並びに一般質問を経て各常任委員会に分割付託した後、委員会審査、意見・要望の提出、意見・要望の取りまとめ、採決という日程案でございます。

続きまして、(2)、決算審査における主要項目の整理についてでございますが、主要な項目として6つに区分し、順次今年度の運用案をお示いたします。

まず、①、資料要求についてでございます。一部会派より決算独自様式での運用を求める意見がございましたが、通年で実施している資料要求で対応が可能であることや決算単独での資料要求を設けますと、それに伴い会期を長く設ける必要があることから、昨年度と同様、通常の資料要求にて御対応いただきたく存じます。

続きまして、②、通告についてです。一部会派より事前通告を求める意見がございましたが、通告や聞き取りを設けますと、こちらについても会期を長く設ける必要があることから、通告及び聞き取りは実施しない形での運用をお願いしたいと思っております。

続きまして、③、日程についてでございます。上記①、②を踏まえまして、別紙、令和6年第3回定例会会期日程(案)のとおりとしたいと存じます。

続きまして、④、討論についてでございます。一部会派より決算議案のみで1人10分の設定を求める意見がございましたが、皆様の協力の下、昨年度の試行において時間超過をする議員さんもいなかったこと、また本来ですと議案及び請願で1人10分のところ、決算議案のみ別に1人5分確保できるというところで、今年度も同様の形をお願いしたいと思っております。

続きまして、⑤、意見・要望についてです。委員会における決算審議の内容を予算に反映させるという当初からの目的を達成するため、意見、要望を提出するのは審議に参加した会派、委員さんとするのが適切であることから、昨年度同様、意見・要望提出は所属委員会のみとしたいと考えております。

最後に、⑥、答弁についてでございます。一部会派より執行部が答弁に時間を要する点が目立ったため、何らかの改善策が必要との御意見がございました。資料の検索や閲覧における効率化の観点から、執行部に対し、委員会室へのパソコン持込みを認めてはどうかと考えております。パソコン持込みを許可する場合、執行部側のペーパーレス化の推進や紙資料を印刷していたことに伴う経費削減などにも寄与するものと考えております。また、懸念されますパソコンのキーボード入力の際に生じる打鍵音につきましては、委員会室でのパソコン利用を資料の閲覧、検索のみとすることで最小限に抑えられるものと考えております。

以上6点です。これらの項目につきましては一度お持ち帰りの上、今後の議会運営委員会において御協議いただきたく存じます。

次に、(3)、その他補足としまして、再度の周知、お願いなども含まれますが、列挙をさせていただきました。まず、資料要求についてです。質疑並びに一般質問の議員の聞き取り期間、執行部の答弁書作成期間等との重複を避けるため、資料要求は可能な限り速やかに行っていただくこと。こちらにつきましては、決算報告書の資料提出を早めるように執行部へ要求しておりますので、詳細な日程が示されましたら、改めて御報告をいたします。決算審査のための資料要求については、内容の部分に別紙一覧のとおりと記載し、別紙添付の上提出することも可とすることと

いたします。なお、一覧に記載する必須項目は、従前のおり資料の内容、対象資料の年度時期等、担当課室への事前確認の有無、有りの場合は担当者記載、資料提供希望期限とすること。

続きまして、委員会における議事整理についてでございます。議員により質疑時間の長短に大きな差があるため、適宜委員長において議事整理を行っていただくこと。

続きまして、委員の質問についてです。資料要求で対応できる質疑、例えば簡単な確認事項等については資料要求や事前の確認で対応していただきたいこと。特に細かい数字については、議事運営の効率化のため資料要求を有効に活用していただくこと。一般質問とならぬよう、決算に沿った質疑としていただきたいことでございます。

最後に、執行部の答弁についてでございます。簡潔な答弁に努めること。答弁に時間を要する場合にはその旨委員長に伝え、答弁時間の短縮に努めること。また、先ほど申し上げました執行部の委員会室へのパソコン持込みに際しましては、会議規則の改正が必要となります。以上ですが、こちらのその他補足等の内容につきましても各会派御確認いただき、御意見等がありましたら次回の議会運営委員会で併せて御報告いただければと存じます。

最後に、昨年度執行部へ提出した意見・要望に対する対応状況に関する資料がホームページ上で公開されておりますので、参考までに資料をお示しさせていただきます。私からは以上でございます。

○委員長 ただいま事務局から説明がありました資料の（２）、①から⑥の６項目については、次回の議会運営委員会において各会派から御意見を伺いますので、御承知おき願います。これは23日でいいのですか。５月23日の議会運営委員会において意見を伺います。あわせて、その他補足等の部分についても御意見があれば、次回の議会運営委員会で御報告いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○林 各会派で市民サイド案を一緒に検討していただきたいなと思って、急ぎ会期日程案をつくってきたんですけれど、お配りしてもよろしいでしょうか。

○委員長 市民サイド案。

○林 はい。会期日程がこちらに示されているんですけど、次のページに。

○委員長 皆さん、いかがですか。

〔「どうぞ」と呼ぶ者あり〕

○委員長 じゃ、どうぞ。

○林 じゃ、後ほど配らせていただきます。それで、来週のときまでに、それも一緒に見ていただければと思います。

○委員長 じゃ、皆さんそのように御承知おきをお願いします。

先ほど事務局から説明がありましたけども、ちょっとたんたん、たんたんときましたので、委員長のほうとしてどういうふうなことを考えてこういうふうに至った

のかということをやっと補足で説明させていただきますと、皆さんから意見をいただいたものの中の大きなところは、執行部側と質問がかみ合わなかったとか、答弁が遅れたとか、答弁がなかなか返ってこないとかというようなことがあったということを解決するために、どういうふうにやったらいいんだろうということをしていろいろ考えていただいたんだと思います。事前に質問の通告をやればよいといったようなことも考えましたが、やっぱり時間がどうしてもきついということで、そのために執行部側としても議員の皆さんに提出する資料を早めますから、ちょっと早めにそれを確認していただいて、十分事前にすり合わせなりができるように執行部側も努力しますといったようなことも含まれております。執行部側も努力しなきゃいけないところを、資料をすっと出せるようなところはぜひパソコンを持ち込ませてくれといったようなことが結果としてこういう文書になっておりますので、お互い歩み寄れるところはしっかり歩み寄って、いい議論ができるような形にしていきたいという案がここに出ておりますので、御承知おきをお願いしたいと思います。

それと、議事整理の件がちょっと出ておりましたけれども、これは会議規則に載っておりますけれども、委員長は時間を制限することができるというようなことが……。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長 違いました。じゃ、訂正します。

○議長 時間の制限は、以前やっていたような決算特別審査委員会の形であらかじめ20分と決めることができるという、そういう規則でありまして、今回の議事整理というのは委員長の権限の中、発言の許可というところがございます。会議規則第109条に全ての発言は簡明でなければならないということがありまして、それを大きく逸脱するような場合は委員長のほうで注意をするなりなんなりをして、速やかな答弁というか、速やかな審議ができるようにしっかりと議事さばきをしてくださいと、こういった趣旨でございます。

○委員長 以上のようなことを含んで事務局と議長のほうで案を提出していただきましたので、皆さん持ち帰っていただいて、次のところに意見を持ってきていただきたいと思います。

○委員長 次に、会期日程についてを議題といたします。

ここで議長から発言を求められております。

○議長 資料2を御覧ください。さきの議会運営委員会でお示した会期日程の在り方について、先ほども申し上げましたとおり執行部から報告のあった状況を鑑み、望ましい議会運営のため、現状の課題及び検討を要する事項を整理いたしております。資料のとおりでございますが、まず課題点について、通告者が例年に比べ増加していることに起因をいたしまして、午前中からの開催がかなり多くなっており、市長をはじめ幹部職員が不在になることから、意思決定に遅れが生じているとのこ

とでございます。あわせて、聞き取りや答弁作成に時間を取ることで職員の負担が増しており、職員の拘束時間の増加、ひいては市民サービスの質の低下につながっていることが先刻加藤前副市長より報告がございました。これらの課題を解決するためには、一つに会期日程を延ばすことが考えられますが、前回、これもまた副市長から御発言があったとおり、単に会期を延ばした場合には、それに伴い議案の採決日も後ろ倒しになることから、条例の施行や予算執行事務に影響が生じてしまうとのことでございます。これらの課題や執行部の状況を踏まえた上で新たな会期日程を検討していく必要があることは皆様にも御同意いただけるものかと思えます。現状のように、一般質問において市政に関する闊達な議論が行えていることは議会としても望ましい姿と考えてございますが、先ほど申し上げました課題がある中で、時間や日数を長くかけて議論を開催することが議会としての役割ではなく、私といたしましては市の重要事項である議案について適切に審議し、議論し、議決することが議事機関である議会に求められている最も基本的で本質的な権限であると考えております。そのため、資料の（３）にあるとおり、総括質問の在り方をいま一度見直し、議案の審議に集中して議論ができる議案質疑を行うことも視野に入れ、検討したいと考えております。しかしながら、単に議案質疑の日程を追加するだけであると、単純に会期日程を延ばすことになるため、先ほど申した課題の解決に至らないこともございます。質問人数の在り方や質問時間の在り方についても検討をせざるを得ないとも考えております。これについてもそれぞれ御意見の分かれるところかと思いますが、議会全体また市全体のことを考えながら検討していただきたいと考えております。以上です。

○委員長 ただいま議長から御発言がありました資料（３）、検討事項アからウまでの３項目につきましては、この場で会派からの御意見を伺うのは難しいと思いますので、お持ち帰りいただきまして、次回の議会運営委員会において御意見を伺いますので、御承知おき願います。また、そこですぐ全体が決まるというわけでもないかもしれませんが、そこからしっかり検討して、いい形に持っていきたいと思いますので、まずは皆様の御意見を集めて23日の議会運営委員会にお持ちいただければと思います。

次に、議会だよりについてを議題とします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長 どうぞ。

○渡部 二代表制の中で、議会の役割、年４回の役割も非常に重要だというふうに思います。私は、できれば会期の日程を長くすることで解決できないかというふうにはちょっと思っていました。それで、加藤副市長のほうから、実際に職員の負担になっていることだとか、不在の期間が長いことで市民サービスが滞る事態が発生している。極論を言えば、議会が短ければ短いほどこういう現象が起こらないんだということにも受け取れてしまって、じゃその実態というのが実はあまりよく私のほうには見えないんですね。もちろん拘束時間が長くなったりすれば、いろいろ

な点で不具合が出るということ、もちろん想像はできますけれども、それが柏市としての行政を進めている中で、決定的に大変な事態が実際に起こったんだというようなことがあったのかなというのをちょっと思いました。多分議運の最後のところで、市民サービスが滞る事態があったという発言だったと思いました。じゃ、具体的にそれがどういうことなのかとか、決して短ければ短いほどいいということでは決してないと思いますし、ただ私たちも努力すべきことは市民サービスの、要するに後退につながるようなことってやっぱり避けなければならないと思います。それと同時に、市民の声を代表して議会の質問を行ったり、議論をやっているわけですから、それが制限されることがそれこそ市民サービスの後退につながるという側面もあるので、そこはきっちりと兼ね合いで見る必要があると思います。だから、多分終わりの頃に、さらっと大変なんだというふうな発言だけだったような気がして、実際にそういうことが頻繁に起こっていたのかとか、具体例とかいうことも、じゃだから短ければ短いほどいいんだということにはならないと思いますけども、やはり何か事例があれば、それはお知らせいただきたいなと。むしろ、例えば質問項目が非常に多くって、ヒアリングにかなり時間を取って、そのことで職員を拘束してしまうということも、やはり私は改善する必要がある、これは個人的にですけども、思っています。ですから、なるべく事前に準備をして、ヒアリングも短くして、質問も短く、項目も短くしようと思っていますけども、そういったところでできる工夫もあるんじゃないかなと思いますので、ぜひそういうことも踏まえて次回は意見を言いたいなと思いますし、抽象的なことではなく、ぜひ副市長のほうからもそういう意見があれば具体的に言っていたいただいほうがいいのかなとも思いました。兼ね合いは難しいと思います。議会がすぐに終わればいいということに……

○議長 申し訳ありません。最初に渡部委員から御発言があって始まっているんですが、あのときは何を想定して御発言されたんですか。

○渡部 私は、会期をできれば延ばす必要があるんじゃないかなということでした。10時からで、それが連日続くことで拘束の、1日における拘束時間が長くなる。今、私がちょっと最後のほうに言った議員のヒアリングの時間のことは、私はそのことは言っていなかったのかなと思いましたがけれども、できれば会期をあと1日増やせばかなり解決できるのではないかという思いから、自分は発言したというふうに認識はしているんです。

○議長 分かりました。会期が延ばせるかどうかも含めて皆さん御検討いただきたいと思いますが、基本的に先ほども申し上げましたとおり、かなりもともとの会期の設定自体も執行部ぎりぎりのところでしておりますので、それが実際に会期を1日延ばすということで一致して、必ずしも実現できるかどうかは正直なところ分かりませんが、いずれにしても職員の負担ですとか、あと我々も議論する上で、例えば午前中から5人が一般質問をするのと3人ずつで午後から始めるのとであれば、準備の時間とかいうところ、皆さん午前中取れたりとかいうところもメリットになってくるかと思いますので、いずれにしてもいきなり皆さんで一致すると

いうことはかなり難しい問題だということは、私も事務局もちろん共通して思っているところでございます。一朝一夕ということではなくて、少しずつ議会にとってどういった議論ができるのかということを共通認識をつくりながら深めていければというふうなことで今回提案をしておりますので、具体的にこれをこうしようということではなくて、少しずつでもいいので、同意できるところをつくっていきたいと、このように考えております。御協力お願いいたします。

○委員長 それでは、先ほど申しましたように、23日にまた御意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、議会だよりについてを議題といたします。

先ほど議長の挨拶の中にもありましたが、2月の研修会、狛江市、取手市の視察を終え、今後本格的に議会広報の在り方について検討していくこととなりますが、昨日、本日の視察を終えての感想をお聞かせいただきたいと思います。これは、特に会派の意見でなくても、今日参加された方の意見で結構ですので、皆さんの感触をちょっとお聞きしたいということでございますので、自由に発言をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

清風さん、何かありますか。

○後藤 これ私的でいいですね。2市の14日、15と、今日行ってまいりましたが、やっぱりいろんな努力をされて、魅力的な紙面づくり、それから知らせる広報ということで努力されているのは非常に感じましたが、いかんせんこの市も執行機関に対する関心はあれど、議会に対する関心というのはどんな努力をしてもなかなか上がってこないというのは正直感じたところです。これは私見です。

○委員長 ほかに清風さんありますか。ない。

公明さん、いかがですか。

○小松 昨日の14日の狛江市、議員がすごく頑張っていたなと。それで、今日の取手は職員がすごく頑張っていたなと。何かもうちょっとバランスよくできないものなのか。どっちかに偏り過ぎちゃっているという内容のふうにちょっと感じちゃったもので、どっちも上手に取り込んで、本当に情報発信ができるような形が今後できたらいいのになって、そういうふうに思いました。

○委員長 共産党さん、いかがですか。

○渡部 両市とも大変参考になりました。それで、いきなりウェブにしてしまうというのは、やはり柏市の場合はどうかなと思ったのと、柏市が今発行している広報について、やはりいろいろ工夫をしてきて、読みやすいなと、本当に頑張っている広報なんだなということは改めて感じました。私は、狛江市の広報、非常に見やすいなと思いました。それは、デザインもそうですし、やはりこちら側が伝えたいことと相手側が知りたいことに乖離があるということは往々にしてあると思います。そういったときに、思い切って文字を減らして、伝えたいことを凝縮してというか、伝えるというふうな発想を転換しなきゃいけないかなというふうに思いました。あ

とは、事務局の負担という点では、取手市のように事務局が、職員の方があそこまでやるというのはやはり仕事としてどうなのかと。できればきちんと広報委員会の中で議員がつくり上げていく形にするほうがいいんじゃないかなという感想を持ちました。

○委員長　ありがとうございます。

みらい民主かしわさん。

○岡田　本当に有意義な視察だったと思います。ある意味さっきもお話ありましたように、両極端なやり方の行政の発行の仕方だったのかなと思っています。改めて柏の議会だより、何かいいななんて思って帰ってきたんですけども、ただもちろん課題があるということは一つ。さっき渡部委員が言っていた読みやすくなる一方で情報量が少なくなったりとか、あと一般質問の紙面についてどのぐらい紙面を割くのか、あるいはもう一般質問の掲載をやめてしまうのかとか、それから印刷をどうするのかとか、個々に本当にいろんな課題があるということを改めて確認できたということでした。せっかく一緒に行った伊藤広報委員会委員の御意見では、ユーチューブすごくよかったと、今日の取手市のユーチューブがすごくよかったので、ぜひ柏市でもああいったのを取り入れたらどうかと。字幕が出てきて、あと直接クリックすればそこにつながるような、ああいったことも検討してはどうかというような意見もありました。詳細は、改めていろいろ検討していけばいいと思います。

○委員長　視察先が非常にバランスが取れていてよかったという所見だと私としては受け取りたいと思います。

市民サイドさん、お願いします。

○林　改めて、やはりウェブにしたから紙をなくしていいとか、紙があるからウェブがなくていいというものではないなと改めて思いました。どちらも特徴があって、必要性があって、うまく活用していかなきゃいけないのではないかなと。あと、改めてちょっとデザインの力は大きいなというのは思いました。渡部委員と同じように、文字量を減らして読むという初めのハードルを下げていくということは私たちの広報にも必要なのかなというのを思いました。私個人としては、紙で全戸配布することで広く浅く導入、読むハードルを下げたおいて、深く知りたい人にはホームページを見たとき、SNSを見たときにちゃんと読めるというものがそろっているといいのかななんていうふうに思いました。

○委員長　どうぞ。

○議長　感想というか、情報提供というかはあれなんですけれども、先般毎年行われております議会報コンクールが中核市議長会の当日に同時に行われたんですが、非常に参考になるなと思ったところが下関市の広報でございまして、A3版を2つ折りなんですけれども、それを市の広報に折り込んで全戸配布ということをやっておられます。デザインの的にも非常に、ちょっと現物ないんですけど、多分ホームページとかで見られると思いますので、もしお時間あれば拝見していただきたいと思うんですが、内容としては議決結果、また委員会の審査等々意外とと言っちゃ失

礼ですけれども、きちんと載せた上で、QRコードで議員の質問には飛んでもらうというような形をつくっておりまして、そういった形であれば、今まで予算の規模とかということもさんざん議会運営委員会にお示ししてまいりましたけれども、そういったところも含めてかなり、同じ中核市ということもございますし、参考になるのかなというふうに思いましたので、ぜひ御覧いただいて参考にさせていただければなど、このように思います。ちょっと遠くて視察なかなか難しいかもしれないんですけど、もし先々ズームとかで受け入れてくれるようだったら、それもやってもいいのかなというふうにも考えております。以上です。

○委員長 それでは、皆さん意見を伺いましたが、何となく感触取りだけですが、今日は皆さんが感じたことを聞かせていただきました。今後につきまして、また改めて議長から御発言がございます。お願いします。

○議長 2月に実施いたしました議会広報研修会と本日までの狛江市、取手市の行政視察を踏まえまして、先ほど皆様から様々な御意見、御感想をお聞かせいただきました。この議会広報の在り方の検討を議会運営委員会をお願いしてから、私自身何のために議会だよりを発行しているのかいま一度振り返りましたときに、その目的がはっきり広報規程などに規定されていないことに問題が一つあるのではないかと考えております。例えば昨日視察いたしました狛江市では、市議会だより発行規程におきまして、その目的について議会活動の状況を広く市民に周知することにより、市民の議会に対する理解と関心を深めるためと規定してございます。これから本格的に議論を進めていただくわけですが、私といたしましては、ここでまず議会だよりを発行する目的を共通認識として、皆様と共通の認識を持った上で議論を重ねていきたいと考えております。そこを踏まえまして、今後具体的に議会だよりの配布方法や規格を変更する場合にどのようなスケジュールで進めていくかについて、詳細を事務局から説明いたさせます。

○委員長 それでは、事務局から説明をお願いします。

○議事課長 資料3でございます。今後のスケジュールにつきましては、次回5月23日の臨時の議会運営委員会におきまして、先ほど議長から御発言いただきましたとおり、議会だより発行の目的について議長案をお示しするとともに、その目的を達成するための現状の課題について委員の皆様と共通認識を図っていきたいと考えております。その上で、その課題について各会派に持ち帰っていただきまして、6月議会定例会中に各会派から御意見を提出いただきます。その後7月、8月に臨時の議会運営委員会を開いていただきまして、各会派からの御意見を協議し、調整していくスケジュールで現在考えてございます。なお、規格や配布方法を変えるなど、次年度の予算に反映させる必要のある事項につきましては、8月30日金曜日の議会運営委員会までに決定いただくこととなりますので、よろしくお願いをいたします。ここまでが議会運営委員会でお決めいただくこととなりまして、その後リニューアルを行うことになった場合には、その紙面の内容について議会広報委員会で協議、検討していただき、令和7年第1回定例会号よりリニューアルを行うスケジュール

となる予定でございます。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明について、何か質問、御意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、事務局説明のとおり、さよう御承知申し上げます。

○委員長 次に、資料要求等の申出期間の変更についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料4でございます。まず、（１）、資料要求につきまして、現状執行部からの資料提供の期限を１週間程度と定めているところですが、柏市情報公開条例における公文書開示制度の決定期間に合わせるため、資料提供希望期限を１週間程度から資料要求日から１５日へ改めるものでございます。理由といたしましては、開示請求と資料要求は性質上同内容の手続であるにもかかわらず、提供までの期間が異なっていること、また個人情報が含まれる資料に関しては、開示の可否の判断に当たり一定の期間を要しておりまして、１週間の期限では判断が間に合わず、期間の延長を行う事例もあったこと、また本来資料要求とは執行部に既に存在する資料の提供を求めるものであるが、多種多様な資料の要求によりまして、資料要求時点では存在していない資料を要求を受けた後に作成することが多くなってきており、執行部側の負担となることなどがございます。また、１５日以内に提出を特に依頼する場合には、担当課に事前に必ず提出可能か確認してから資料要求をお願いいたします。資料要求時点では存在していない資料を要求する場合にも、担当課に事前に必ず御連絡の上、１５日以内に提供されない場合がありますことも御承知おきいただければと思います。なお、１５日期限よりも早くに提出できる場合には、期限にとらわれることなく早めの提出を執行部にお願いをさせていただく予定でございます。

次に、（２）、地方公共団体への調査依頼についてでございます。地方公共団体への調査依頼につきましては、調査量が多い調査や調査内容が複雑な調査、調査内容の追加確認等が発生した場合、調査票の完成までに時間を要するため、他の自治体への調査依頼を行うまでに１０日間ほど期間を要してございます。その後、他の自治体へ照会を行います。現運用である３週間の期限では他自治体の回答期限が１０日間ほどとなっております。このたび、他の自治体より回答期間を最低でも１４日間は確保してほしいという強い要望をいただいたため、回答希望期限を３週間以上から４週間以上へ改めるものでございます。なお、本市執行部に対する資料要求と同様、１５時以降に提出のあった調査依頼については、準備時間の確保の観点から翌営業日での受付とする場合がございます。

次に、（３）、政務活動費による視察等の申出についてでございます。政務活動費による行政視察の申出につきましては、従前では議長への申請を実施の１０日前までに行っていただく形を取ってございましたが、視察地の議会事務局から説明部局との調整期間を考慮し、早めの申請をお願いしたい旨の依頼があったこと、また本

市議会からの依頼による視察地の負担増を招かないようにするため、申請は実施の4週間以上前へ改めるものがございます。御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。なお、該当する各様式につきましては、データでの入力、作成作業をよりスムーズに行っていただけるよう、別紙のとおり多少体裁を変更させていただきました。また、ラインワークス掲示板に掲載している各様式については、本日委員会終了後に新しいものに差し替えを行う予定でございますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おき願います。なお、副市長にお願いがございます。今回の改正によって提出期限が15日以内と少し長くなりましたが、しかしながら既に存在する資料など速やかに提出可能な資料がありましたら、期限にとらわれることなく、提出の準備ができ次第、速やかな提出を御協力お願いいたしますので、お取り計らいのほどよろしくお願いをいたします。なお、先ほど決算の話も少しありましたが、決算の場合、特に期間が短いということもありますので、そこら辺も御配慮よろしくをお願いいたします。

どうぞ。

○渡部 1点質問していいでしょうか。視察先の中で、民間が設置運営する施設等の視察であります。先進市の場合は、当然ながら事務局を通じて相手方に確認をしてもらいますが、民間の施設の場合は事務局を通さずに視察が決定できる場合があるかと思います。そのときもその4週間以上前なのか、民間の施設といった場合、自分たちで今までの経験では介護施設、それからごみ処理で全く民間がやっていて、常時定期的に第何曜日ですとかそんなふうに受付の日時が決まっていて、それで決定して。ですから、それは事務局を通さずに、やり取りは直接その施設とやったという経験があるんですけれども、そういった場合もこれだと4週間以上前となっていますけれども、民間の場合はその辺はもっと柔軟にできないのかなとちょっと思いましたが、どうでしょうか。

○議事課長 民間につきましては、委員さんおっしゃるとおり、議員さんのほうで調整をいただきます。民間の方に対して1週間前でいいのかというところは、ちょっと私のほうで申し上げことはちょっとできませんけれども、民間とはいえ準備期間等あるかなという気はしますので、なるべくそこは早めに御提出いただいたほうがよろしいかなと思います。民間だろうが他の自治体だろうにもかかわらず、議長名で依頼文のほうは出させてはいただいておりますので、その辺も御考慮いただいた形で御申請をいただければと思います。

○渡部 例えばあくまで原則といいますか、民間の、前に行ったごみ処理の場合は視察できる日が決まっていて、そのときに他の団体なども一緒に受け入れるということで、視察の受入れの費用なんかも発生するところにかつて行ったことがあります。だから、そういったところの場合は、例えば4週間を切っている場合でもできないということではなく、これは原則的にはこうだというふうな、特に民間の場合、

そういう理解でよろしいでしょうか。

○議事課長 あくまでも地方公共団体、他市町村に行く場合は4週間をいただきたいと思います。民間さんにつきましては、その民間さんのお考え方等あるかと思いますが、その決まりというか、基準にのっとっていただければと思いますが、うちのほうとしてはなるべく早く申請のほうをしてくださいというところで、よくあるのが市町村に行って、プラスして民間というような場合もありますので、その場合にはちょっと4週間前にしていただきたいというふうに思います。あくまでも他の自治体に行くときには4週間ください。

○委員長 次回は5月23日木曜日午前11時から開く予定です。

○委員長 以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

午後 2時40分閉会